

部長及び参事官

殿

所 属 長

警務発第313号

平成28年3月18日

10年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】平成31年3月28日警務発第310号改正  
令和3年3月25日人材発第112号改正  
令和5年2月13日人材発第64号改正  
令和7年3月17日人材発第90号改正

高知県警察救急法訓練推進要綱の制定について（通達甲）

県警察における救急法訓練の推進に関し「高知県警察救急法訓練推進要綱の制定について（例規）」（平成26年3月17日教養発第145号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規定（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察救急法訓練推進要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りがないようにされたい。

別添

## 高知県警察救急法訓練推進要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、高知県警察術科訓練規程（平成26年3月本部訓令第10号。以下「訓令」という。）第21条の規定に基づき、県警察における救急法の訓練（以下「訓練」という。）の推進体制、基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 訓練実施の目的

訓練は、警察官が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員や医師に引き継ぐまでの間、適切な一次的救命処置、応急手当等を施すことができるよう、救急法に関する知識、術技の習得及び向上を図ることを目的とする。

### 第3 訓練推進体制等

#### 1 訓練責任者及び訓練推進責任者

訓令第6条第1項に規定する訓練責任者及び訓令第7条第1項に規定する訓練推進責任者は、この要綱に基づき所属における訓練を効果的かつ確実に推進しなければならない。

#### 2 術科指導者

- (1) 訓令第8条第1項に規定する救急法の術科指導者（以下「指導者」という。）には、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づき、日本赤十字社都道府県支部（以下「日赤支部」という。）が実施する救急法指導員養成講習等の課程を修了し、日本赤十字救急法指導員の資格を有する警部補以上の階級にある警察官又は同相当職以上の一般職員の中から、指導者として真に適性を有すると認められる者を指定するものとする。
- (2) 指導者は、訓令第8条第1項の表に掲げる担当所属において計画的な訓練の指導に当たるものとする。

#### 3 救急法指導係

- (1) 所属長は、必要に応じて救急法指導係（以下「指導係」という。）を置くことができる。
- (2) 所属長は、優れた指導力を有する巡査部長以上の階級にある警察官であって、原則として救急法技能検定上級位を取得している者の中から、救急法指導者としてふさわしいと認められる者を指導係に指定するものとする。
- (3) 指導係は、自所属において訓練の指導をするものとする。

### 第4 訓練の基準

1 警察学校における初任科学生を対象とする訓練は、次に掲げる事項に関する知識及び術技の習得を目的とし、訓練の実施に当たっては、指導者、指導係又は赤十字救急法指導員の資格を有する部外講師の指導の下で、日本赤十字社の「赤十字救急法基礎講習教本」及び「赤十字救急法講習教本」に準拠して行うものとする。

(1) 救急法の基礎知識

- ア 救急法の意義
- イ 救急法を実践する際の心得
- ウ 救命の連鎖

(2) 手当の基本

- ア 観察の基本
- イ 体位の基本
- ウ 傷病者への接し方
- エ 協力者の要請・連絡・通報

(3) 一次救命処置

- ア 一次救命処置の意義
- イ 一次救命処置の手順
- ウ 心肺蘇生の意義
- エ 反応(意識)の確認
- オ 協力者を求める
- カ 呼吸の確認
- キ 胸骨圧迫
- ク 気道確保
- ケ 人工呼吸
- コ 胸骨圧迫と人工呼吸との組合せ
- サ 呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生
- シ AEDを用いた電気ショック
- ス 気道異物除去

(4) 応急手当

- ア 急病の症状及び手当の基本
- イ 傷及び骨折の種類と手当の基本
- ウ 各部の怪我の種類と手当の基本
- エ 特殊な怪我の種類と手当の基本
- オ 止血
- カ 傷の手当(包帯)

キ 骨折の手当（固定）

ク 搬送

ケ 救護（想定に基づく総合的な訓練）

- 2 訓練責任者は、職務内容に応じ必要と認められる職員が救急法に関する最新の内容の知識及び術技を習得するための一次救命処置、応急手当等の訓練を毎年1回以上実施するものとする。
- 3 県本部警務課長は、所属における個々の訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練実施のために必要な指導を行うものとする。

#### 第5 指導者の計画的育成等

- 1 本部長は、指導者を育成するため、適性を有すると認められる者に対して、赤十字救急法指導員の資格の取得に必要な講習等を受講させ、指導者の計画的な育成に努めるものとする。
- 2 本部長は、指導者に対し、赤十字救急法指導員の資格の継続に必要な日赤支部主催の研修会への参加を促し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技を習得させるものとする。

#### 第6 関係機関及び団体との連携

- 1 訓練責任者は、訓練の実施に関し、日赤支部、医療機関等（以下「日赤支部等」という。）の関係機関及び団体との連携に努めるものとする。
- 2 訓練責任者は、訓練の実施に当たって必要と認めるときは、日赤支部等の協力を得て、救急法の指導について専門的知識及び技能を有する者を招へいし、訓練を実施するものとする。

#### 第7 その他

本部長は、AEDトレーナー等の訓練に必要な資器材の整備に努めるものとする。

#### 第8 報告

訓練責任者は、訓練を実施したときは、別記様式の救急法訓練実施報告書により、速やかに県本部警務課を経由して本部長に報告するものとする。

（別記様式省略）

